第

4592 号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年10月18日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## △ 現地案内費用

**Q**:当社では、不動産の販売をしていく計画です。お客さんを現地に案内する費用は、交際費になりますか?

A:現地案内に通常要する費用は、交際費等になりません。

## 【解説】

税務では、次に掲げる費用は、販売のため に直接要する費用として交際費等に該当しな いこととしています。

- ①不動産販売業を営む法人が、土地の販売に 当たり一般の顧客を現地に案内する場合の 交通費又は食事若しくは宿泊のために通常 要する費用
- ②旅行あっせん業を営む法人が、団体旅行の あっせんをするに当たって、旅行先の決定 等の必要上その団体の責任者等特定の者を 事前にその旅行予定地に案内する場合の交 通費又は食事若しくは宿泊のために通常要 する費用(旅行先の旅館業者等がこれらの 費用を負担した場合におけるその負担した 金額を含む。)
- ③新製品、季節商品等の展示会等に得意先等 を招待する場合の交通費又は食事若しくは 宿泊のために通常要する費用
- ④自社製品又は取扱商品に関する商品知識の 普及等のため得意先等に当該製品又は商品 の製造工場等を見学させる場合の交通費又 は食事若しくは宿泊のために通常要する費 用

ご質問は、①に該当しますので、通常要する費用であれば交際費等に該当しません。







